

令和2年2月12日

金融庁企画市場局市場課 御中

一般社団法人 信託協会

令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等（1/14公表）に関する意見

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|---|--|
| 1 | 信託業法施行規則第6条第1項第11号 | 暗号資産に関しては、そもそも私法上の位置付けについて、「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書において、「関係者において、今後、更に検討・整理がなされることが期待される」とされている。そのような状況下で暗号資産を信託可能な財産と認めることについて、暗号資産の私法上の位置付けをどのように整理されたのか。 |
| 2 | 信託業法施行規則第30条の23 | 暗号資産は”物または権利”ではなく、暗号資産の管理又は処分を行うことを目的とする信託は、信託業法施行規則第30条の2第1項第5号には該当せず、管理型信託業に該当する場合等を除き特定信託契約であると理解している。 また、暗号資産の管理又は処分を行うことを目的とする信託が特定信託契約に該当する場合、広告については同規則30条の18及び30条の20等により規制対象とされていると理解している。 ここで、契約締結前交付書面に関しては、電子記録移転有価証券表示権利等に関する特定信託契約については、同規則30条の23第1項第13号で、その概要や注意喚起事項を記載することとされ、他方、暗号資産に関する特定信託契約については、同項に定めがなく、契約締結前交付書面において、その概要や注意喚起事項の記載は不要、と理解している。 以上のような理解でよいか。 |
| 3 | 信託業法施行規則第40条第9項第4号、信託会社等に関する総合的な監督指針3-5-1(5)⑤ | 信託業法施行規則第40条第9項第4号に、「暗号資産等の信託を対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等」との定義がある。一方、信託会社等に関する総合的な監督指針3-5-1(5)⑤では、「規則第40条第9項第4号に基づき、」とされているところ、その冒頭に「暗号資産等の信託を対象とし、又は対象としようとする暗号資産」との記載がある。信託業法施行規則と監督指針の間で、このように表現に差異が設けられた理由はあるか。 |

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|---|--|
| 4 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項第6号 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項第6号によって、全ての信託兼営金融機関は、一律に、信託会社の場合とは異なり、暗号資産を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引を行う信託ができないことになる」と理解されるが、その趣旨をお示しいただきたい。 |
| 5 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第4条第2項第2号、同第11号 信託業法施行規則第6条第1項第2号、同第12号 | 「業務の種類及び方法書」において、引き受けを行う信託財産の一つとして有価証券とは別に電子記録移転有価証券表示権利等が規定されたことに伴い、「業務の種類及び方法書」に信託財産の種類を記載する際に、有価証券については電子記録移転有価証券表示権利等を含まないことを記載する必要はないとの理解でよいか。 |
| 6 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第4条第2項第11号 信託業法施行規則第6条第1項第12号 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第4条第2項において、同11号の「電子記録移転有価証券表示権利等」について「細目を記載する」とは、みなし有価証券の種類を記載するということか。仮にそうであるとすると、同2号の有価証券には細目の記載を要しないことと比較すると、過剰な記載ではないか。 それとも、「細目を記載する」とは、電子情報処理組織の種類を記載するということか。但し、仮にそうであるとすると、今後多様な技術が出てくることも想定される中で、その種類を記載することは、実際には困難になると思われる。あるいは、同法施行規則第21条第3項第1号の「自己で管理する方法」の場合のみ、その方法を記載するということか。 (信託業法施行規則第6条第1項第12号についても同様) |

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|---|--|
| 7 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第15条第1項第5号、第22条第9項、第31条の17第2号及び第31条の19第6号 | <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第15条第1項第5号の「暗号資産に関する信託」について、「暗号資産関連有価証券」をわずかに含む場合でも詳細な記載を求めることは過剰ではないか（特にハ、ニ）。「暗号資産に関する信託」の定義を「主として暗号資産関連有価証券で運用する信託」とすることなどは考えられないか（同号の「暗号資産に関する信託」の定義については第22条第9項の「暗号資産に関する信託」についても同様とされているが、「暗号資産関連有価証券」をわずかに含む場合でも体制整備等を求めることは過剰と思われることから、同項「暗号資産に関する信託」の定義についても、「主として暗号資産関連有価証券で運用する信託」と考えられないか）。</p> <p>また、第31条の17第2号及び第31条の19第6号における「暗号資産に関する特定信託契約」には「暗号資産関連有価証券の信託」であって「特定信託契約」に該当するものが含まれると思われるが、主として「暗号資産関連有価証券」で運用する場合のみ該当するのか、僅かでも含まれる場合も該当するのか明確でない。特定信託契約に限られない信託契約全般に適用される第15条第1項第5号及び第22条第9項に係る上記意見も踏まえ、定義の明確化・用語の見直しを検討いただきたい。</p> |
| 8 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項第6号、第15条第1項第5号、第22条第9項、第31条の17、第31条の19第6号、第31条の25第4号 | <p>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第3条第1項第6号によれば、信託兼営金融機関は暗号資産を含む財産の信託等を行うことはできないとされているところ、暗号資産に関する信託を行う場合の規定（同法施行規則第15条第1項第5号、第22条第9項、第31条の17、第31条の19第6号、第31条の25第4号）が盛り込まれている。かかる中、以下①及び②について確認したい。</p> <p>① 信託兼営金融機関が取り扱うことのできない業務とされる、「暗号資産を含む財産の信託」とは具体的に何を意味するのか。また、以下(a)～(c)のうち、いずれの行為を制限することを意図しているのか。</p> <p>(a) 暗号資産を当初信託財産として信託契約を締結し、信託を行うこと</p> <p>(b) 信託財産（含む金銭等）によって、暗号資産を取得または処分すること</p> <p>(c) 信託財産（含む金銭等）によって、暗号資産を投資対象とするファンド（暗号資産関連有価証券）を売買すること</p> <p>② 暗号資産に投資する場合に、(i)電子情報処理組織を自ら操作して自らのいわゆるウォレットに暗号資産を有する場合と、(ii)暗号資産交換業者の利用者として暗号資産交換業者に対する契約上の権利を有するが自らいわゆるウォレットを持たない場合があるが、「暗号資産を含む財産の信託」とは、(i)(ii)の両方を指すものか。</p> |

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 9 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第22条第9項第2号 | 暗号資産に関する信託を行う場合の体制整備に関する規定であるため、「暗号資産等に係る有価証券」ではなく、「暗号資産関連有価証券」の取引等についての規定とすべきではないか。 |
| 10 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第22条第9項第2号 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第22条第9項第2号において、「暗号資産等に係る」は「有価証券の売買その他の取引等」の全体に係り、すなわち「暗号資産等に係る有価証券の売買」以外を含む暗号資産等に係る取引全般について体制整備を求めるという趣旨であるか。 また、信託業法施行規則第40条第9項第2号が「～に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等を取り扱わない為に必要な措置」のみを求めていることとの平仄からも、信託兼営金融機関は、暗号資産関連有価証券を信託財産とする際に、「暗号資産関連有価証券の取引に係る体制整備」のみを行えば十分である、という理解でよいか。 |
| 11 | 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第22条第9項第3号 | 信託兼営金融機関は、暗号資産に関する信託を行う場合に、暗号資産等を信託財産とするものではない（できない）ため、この号は不要ではないか。 |
| 12 | 信託会社等に関する総合的な監督指針3-5-1(5)③ ロ. b. | 「分別管理業務の設置」とは、当該業務を行うにあたって専門部門を新設する必要はあるか。既存の部署にて当該業務を遂行することは可能か。 |

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|----------------------------|--|
| 1 3 | — | 資金決済法第2条第7項第4号では「他人のために暗号資産の管理をすること（当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く）」とされているところ、信託会社が信託契約に基づき、暗号資産の売買や他の暗号資産との交換を行う場合、当該信託会社は暗号資産交換業としての登録は不要との認識でよいか。 |
| 1 4 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条 | 暗号資産交換業者が利用者から預託を受けた金銭の管理について、暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条に規定される利用者区分管理信託における受益者代理人の報酬/費用や受託者の報酬/費用は、当該信託財産から払出すことが可能との理解でよいか。 |
| 1 5 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条第1項第6号 | 暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条第1項第6号によれば、信託財産の元本の評価額が利用者区分管理必要額に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して2営業日以内に、暗号資産交換業者によりその不足額に相当する金銭を信託財産に追加することとあるが、「2営業日以内」とする基準は当該信託の受託者たる信託会社或いは信託兼営金融機関の営業日という理解でよいか。 |
| 1 6 | — | 信託会社及び信託兼営金融機関は、金融商品取引法（以下、金商法）第2条第2項第1号に定める「信託の受益権」が同条第3項に定める「電子記録移転権利」に該当する場合であっても、信託会社については金商法第65条の5の規定に基づき、また、信託兼営金融機関については金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項第2号の規定に基づき、金商法第29条の登録を受けることなく当該電子記録移転権利の売買等を行えるとの認識でよいか。 |
| 1 7 | 金融商品取引法施行令 | 金融商品取引法第33条第2項第1号では、登録金融機関が行う電子記録移転権利に係る第2条第8項第1号から第3号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げる行為について、その電子記録移転権利の範囲について政令にて制限することができる規定となっていると認識している。今回の金融商品取引法施行令改正では、該当する政令は設けられていないとの認識でよいか。 |

| No. | 該当箇所 | 意見等 |
|-----|----------------------------------|--|
| 18 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第6条の3 | 「電子記録移転有価証券表示権利等」の定義について、社債等振替法上の振替機関が取り扱うものはその対象から除かれる、という理解でよいか。 |
| 19 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2 | 暗号資産デリバティブ取引を行う金融商品取引業者が顧客から預託を受けた金銭の管理については金融商品取引業等に関する内閣府令第143条の2が適用されるとの理解でよいか。その場合、同条に規定される顧客区分管理信託における受益者代理人の報酬/費用や受託者の報酬/費用は、当該信託財産から払出すことが可能との理解でよいか。 |
| 20 | 金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の3第2項第1号、2号 | 暗号資産関連有価証券の定義にある「主として」とは、50%超を指すという理解でよいか。 |